

要緊急安全確認大規模建築物 耐震診断結果用途別一覧（兵庫県が所管するもの）

		総数		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性				
				Ⅰ 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	Ⅱ 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	Ⅲ 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。	改修 工事中	
全用途合計		129	110	19	12	4	113	0
用途別	体育館、ホーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3	2	1	1		2	
	病院又は診療所	5	3	2	3	1	1	
	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1	1				1	
	集会場又は公会堂	4	3	1		2	2	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	3		3			3	
	ホテル又は旅館	8		8	5		3	
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	1		1		1		
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	1		1			1	
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	3	3		1		2	
	幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園	99	98	1	1		98	
	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	1		1	1			

※震度 6 強から 7 に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度 5 強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。